

令和3年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人情報通信研究機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第7条第1項の規定に基づき、令和3年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「機構の調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和3年度における調達の目標

令和3年度における特定調達物品等（紙類、文具類、OA機器類、家電製品等）については、国が定めた基本方針（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）に準拠し、品目ごとの調達目標を以下のとおりとする。

なお、国の基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当っての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙）、印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）、衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー）

2. 文具類

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー（汎用型）、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブローア、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、

ＯＨＰフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む）、のり（澱粉のり）（補充用を含む）、のり（固形）（補充用を含む）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム（台紙を含む）、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、パンチラベル、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付／首下げ型）、鍵かけ（フックを含む）、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド

3. オフィス家具等

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、１００％とする。

いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード

4. 画像機器等

以下の品目について、令和３年度に購入する物品及び令和３年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、１００％とする。

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）、プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機）、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、カートリッジ等（トナーカートリッジ、インクカートリッジ）

5. 電子計算機等

以下の品目について、令和３年度に購入する物品及び令和３年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、１００％とする。

電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

6. オフィス機器等

以下の品目について、令和３年度に購入する物品及び令和３年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、１００％とする。

シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機、一次電池または小型充電式電池

7. 移動電話等

以下の品目について、令和３年度に購入する物品及び令和３年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、１００％とする。

携帯電話、PHS、スマートフォン

8. 家電製品

以下の品目について、令和3年度に購入する物品及び令和3年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とする。

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ
※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

9. エアコンディショナー等

以下の品目について、令和3年度に購入する物品及び令和3年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とする。

エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ
※エアコンディショナー（業務用のみ）においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

10. 温水器等

以下の品目について、令和3年度に購入する物品及び令和3年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とする。

ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水器、石油温水器、ガス調理機器

11. 照明

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

照明器具（LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯）、ランプ（蛍光灯ランプ、電球形のランプ）
※LED照明器具（投光器、防犯灯を除く）においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

12. 自動車等

以下の品目について、令和3年度に購入する物品及び令和3年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とする。

乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油

13. 消火器

調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

14. 制服・作業服等

以下の品目について、令和3年度に購入する物品及び令和3年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とする。

制服、作業服、帽子、靴

15. インテリア・寝装寝具

以下の品目について、令和3年度に購入する物品及び令和3年度に新たにリース契約を行うものの調達目標は、100%とする。

カーテン等（カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド）、 カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、 ニードルパンチカーペット）、毛布等（毛布、ふとん）、 ベッド（ベッドフレーム、マットレス）
--

16. 作業手袋

調達を実施する場合の調達目標は100%とする。

17. その他繊維製品

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

テント・シート類（集会用テント、ブルーシート）、防球ネット、旗、のぼり、幕、 モップ

18. 設備

機構の調達方針を満たすものの調達予定は以下の通り。

太陽光発電システム	調達予定なし
太陽熱利用システム、	
燃料電池	
エネルギー管理システム	
生ゴミ処理機	
テレワーク用ライセンス	
Web会議システム	基準を満たす総調達件数は16件とする。

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

節水機器、日射調整フィルム

19. 災害備蓄用品

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、 栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源

20. 公共工事

公共工事の中で、国の基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

21. 役務

機構の調達方針を満たすものの調達予定は以下の通り。

省エネルギー診断	調達予定なし
食堂	1件
自動車専用タイヤ更生	調達予定なし
蛍光灯機能提供業務	調達予定なし
庁舎等において営業を行う小売業務	調達予定なし

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

印刷、自動車の整備、庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、 機密文書処理、害虫防除、輸配送、 旅客輸送、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送、会議運営、印刷機能等提供 業務
--

22. ごみ袋等

以下の品目について、調達を実施する場合の調達目標は、100%とする。

プラスチック製ごみ袋

II. 特定調達物品等以外の令和3年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. マーキングペン等で、芯やインクを交換、補充できるものについては、芯やインクを交換、補充で対応するよう努める。
2. 特定調達品目以外の環境物品等の調達にあたっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。また、OA機器及び家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達する。
3. 木材利用推進の意義を踏まえ、事業の実施、物品の調達に当たっては環境への負荷が少ない木材・木製品の率先利用に努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 「国立研究開発法人情報通信研究機構環境物品等の調達の推進に関する規程」により、環境物品等の調達の推進を行なうため推進本部を設置している。概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針はすべての部署を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、国の基本方針に定める判断基準を満たすにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、施設工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として機構の調達方針で定められた自動車を利用しエコドライブを行なうよう働きかける。
7. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001または環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、または環境報告書を作成している者を優先して考慮するよう努める。
8. 機構の調達方針に基づく調達担当窓口は、財務部契約室とする。

別紙

推 進 本 部

本部長	総務系理事
本部委員	財務部長

推進本部事務局

事務局長	財務部契約室長
事務局員	財務部契約室職員